

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

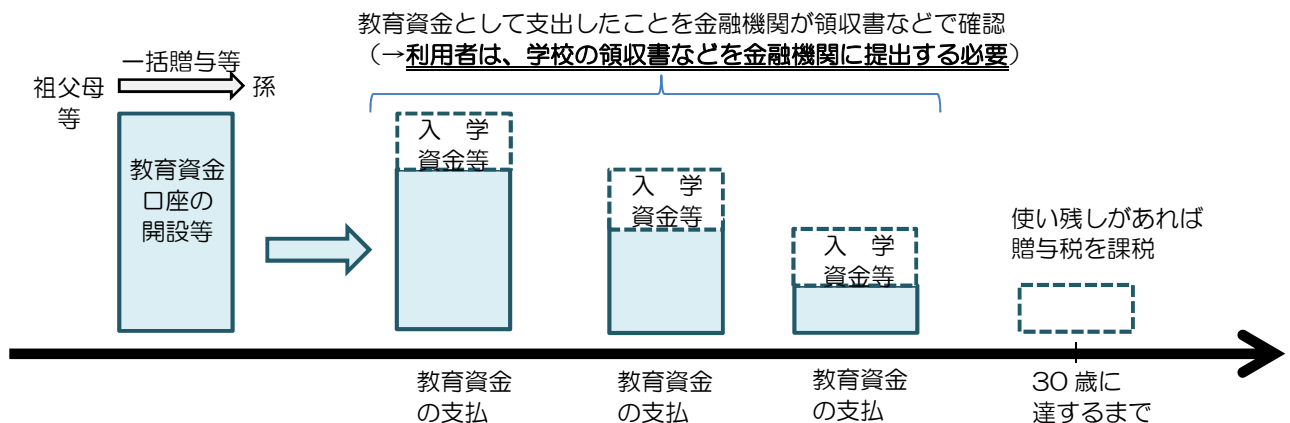
1. 背景

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

2. 制度の概要

- ・ 祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・ 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- ・ 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- ・ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。



3. 教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

＜「学校等」とは＞

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・ 外国の教育施設
〔外国にあるもの〕その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
〔国内にあるもの〕インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園又は保育所 など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

Q & A 目 次

1. 制度の概要

- Q 1 - 1 平成 25 年 4 月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。
- Q 1 - 2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。
- Q 1 - 3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。
- Q 1 - 4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。
- Q 1 - 5 学校等以外の者に支払われる金額は 500 万円までということですが、これは 1,500 万円までの非課税枠に 500 万円を加えて、2,000 万円まで非課税になるということですか。

2. 1500 万円までの非課税枠について

(1) 「学校等」の範囲（教育施設の範囲）

- Q 2 - 1 「学校等」に支払われる教育費は、1,500 万円まで贈与税非課税となりますが、ここでの「学校等」には、何が含まれますか。
- Q 2 - 2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。
- Q 2 - 3 「保育所その他これに類する施設」にはどのような施設が含まれますか。
- Q 2 - 4 専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。
- Q 2 - 5 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

(2) 学校教育費の範囲

- Q 2 - 6 どのような費用であれば、1,500 万円まで贈与税非課税となりますか。
- Q 2 - 7 教科書など学校等で使用するものを、業者から直接購入した場合は、対象になりますか。
- Q 2 - 8 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。
- Q 2 - 9 保育料にはどのような費用が含まれますか。

3. 500 万円までの非課税枠について

- Q 3 - 1 500 万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。
- Q 3 - 2 「社会通念上相当と認められるもの」とありますが、どのようなものが「社会通念上相当」と認められないのですか。

4. 具体的な費目について

- Q 4 - 1 下宿代は非課税の対象でしょうか。
- Q 4 - 2 留学の渡航費や滞在費は非課税の対象でしょうか。
- Q 4 - 3 部活動の費用は対象になりますか。
- Q 4 - 4 学校等の正規課程以外の講座等（大学の公開講座、専修学校の附帯事業（例：短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など）にかかる費用は対象ですか。
- Q 4 - 5 学校等の正規課程以外の講座等にかかる費用は 1,500 万円までの非課税の対象になるとのことですが、保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などにかかる費用は対象ですか。
- Q 4 - 6 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する費用は 500 万円までの非課税の対象になりますか。
- Q 4 - 7 大学入試センター試験の受験料は、非課税の対象になりますか。
- Q 4 - 8 Q 3 - 1 の口にある「塾や習い事」のうち対象となるものは具体的にどのようなものですか。
- Q 4 - 9 （独）日本学生支援機構の奨学金の返還金は、非課税の対象になりますか。
- Q 4 - 10 学校へ通学するための交通費は非課税の対象でしょうか。
- Q 4 - 11 スポーツジムは非課税の対象ですか。
- Q 4 - 12 教育資金管理契約に関して取扱金融機関に支払う各種手数料や振込手数料は、教育資金に該当しますか。

5. 領収書等について

- Q 5 - 1 領収書に記載すべき事項はなんですか。
- Q 5 - 2 領収書等は原本を提出する必要がありますか。
- Q 5 - 3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。
- Q 5 - 4 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければならぬか。
- Q 5 - 5 領収書等の誤りや必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいのですか。
- Q 5 - 6 外国の教育施設の領収書については、どのようなものを提出する必要がありますか。
- Q 5 - 7 金融機関に提出する教育資金非課税申告書等に添付する書類（受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で、受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類）は、コピーでもかまいませんか。

1. 制度の概要

Q 1 - 1 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。

- 高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子どもの教育資金の早期確保を図るため、平成25年4月から、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税（※学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度）とする措置が創設されました。
- 具体的には、贈与された資金を、金融機関において子・孫（受贈者）名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。口座等は、子や孫が30歳に達する日に終了します。

※扶養義務者間で、必要な都度支払われる教育費用については、現在でも贈与税は非課税です。

Q 1 - 2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。

- 平成25年4月1日から、平成27年12月31日に行われる贈与が対象となります。

Q 1 - 3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。

- 祖父母からだけでなく、直系尊属（例えば、曾祖父母、祖父母、父母等（注1）からの贈与（注2））が対象となります。

（注1）・養父母は含まれます。

・配偶者の直系尊属は含まれません（民法727条に規定する養子縁組による親族関係がある場合を除く）。

・叔父・叔母や兄弟からの贈与は対象外です。

（注2）信託の場合はみなし贈与。

Q 1 - 4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。

- 外国に所在する金融機関（日本の金融機関の海外支店を含む）では取り扱っていません。

Q 1 - 5 学校等以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税になるということですか。

○ 違います。非課税限度額の総額は1,500万円です。1,500万円の枠の中で、塾や習い事等の月謝等については500万円を上限に教育費に含めるという意味です。

2. 1,500万円までの非課税枠について

(1)「学校等」の範囲（教育施設の範囲）

Q2-1 「学校等」の領収書のある教育費は、1,500万円まで贈与税非課税となりますが、この「学校等」には、何が含まれますか。

○ 具体的には、以下のものが含まれます。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
 - ・ 大学、大学院
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 専修学校、各種学校
 - ・ 保育所、保育所に類する施設、認定こども園（→Q2-2、2-3を参照ください）
 - ・ 外国の教育施設のうち一定のもの（→Q2-5を参照ください）
 - ・ 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
 - ・ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校
- 注：※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限ります。

Q2-2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。

○ 認定こども園については、全てのものが「教育施設」の対象となります。

※幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の全ての類型が対象となります。また、認可外教育機能・認可外保育施設部分も含む全範囲が対象となります。

Q2-3 「保育所に類する施設」にはどのような施設が含まれますか。

○ 具体的には、一定以上の質が担保されている保育所に類する以下の施設が含まれます。

- ①障害児通所支援事業（児童発達支援を行う事業に限ります。）が行われる施設
- ②家庭的保育事業が行われる施設
- ③児童の保育に関する事業であって市区町村が必要と認めるものが行われる施設

注：具体的には、一定の質の確保を前提として、地域の保育需要に対応するため地方自治体が単独で補助等を行っている認可外保育施設（例えば、東京都の認証保育所や横浜市の横浜保育室など）が該当します。また、へき地保育所も含まれます。

- ④届出を行っている認可外保育施設であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項に該当するもの

注：具体的には、認可外保育施設のうち、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設がこれに該当します。なお、この施設は、利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設と同じ範囲を指すものです。

- 通われている認可外保育施設等が①、②、③、④の施設に該当するか否かは、当該施設にお尋ねいただくか、あるいは、市区町村の各担当（①は障害児担当②、③、④は保育担当）にお尋ねください。①、②、③、④の施設に該当しない場合、非課税の対象になる「保育所に類する施設」に含まれません。

Q 2 - 4 専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。

- 以下のリンクをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

Q 2 - 5 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

- 以下のものです。

[外国にあるもの]

- ① その国の学校教育制度に位置づけられている学校（日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校）
- ② 日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの
- ・ 日本人学校
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/006/001/001.htm
 - ・ 私立在外教育施設
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/006/001/003.htm

[国内にあるもの]

- ③ インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm
- ④ 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの
- ・ 外国人学校（文部科学大臣が高校相当として示したもの）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm
 - ・ 外国大学の日本校
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryu/attach/1294699.htm
- ⑤ 国際連合大学

(2) 学校教育費の範囲

Q 2 - 6 どのような費用であれば、1,500 万円まで贈与税非課税となりますか。

- 学校等（Q 2 - 1 を参照）に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費、入学検定料、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、（公財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険（注：学研災付帯学生生活総合保険は入りません。）、PTA 会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費などが挙げられます（学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含まれます）。

※学校等で必要な費用は、

①学校等（学校等の設置者）に支払う場合（Q 2 - 1 参照）

②業者等に支払う場合

の、両方が考えられますが、このうち①の場合（学校等に支払ったことが領収書等で確認できる場合）のみが、1,500 万円までの非課税の対象となります。他方、個人が直接業者等に費用を支払った場合（②の場合）は、一定の条件の下、500 万円までの非課税の対象となる場合があります（詳細はQ 2 - 7 参照）。

※PTA 会費（「父母と教師の会」、「父母の会」、「後援会」を含む）に関しては認められますが、同窓会費に関しては学校等へ直接支払う経費に当たらないため、認められません。

※学校等に対して直接支払われる費用であっても、振込手数料は教育費とはいえないので、認められません。また、単に「雑費」とのみ領収書等の摘要（支払内容）に記載されている場合も教育費とはいえないので認められません。

Q 2 - 7 教科書など学校等で使用するものを、業者から購入した場合は、対象になりますか。

- 学校等（Q 2 - 1 参照）で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者等に支払いがなされる場合は1,500 万円までの非課税の対象にはなりません。
- 一方、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500 万円までの非課税の対象となります。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面（※Q 3

ー 1口を参照)で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

この場合には、領収書等に加え、学校等からの文書を(※Q3-1口を参照)、金融機関に提出する必要があります。

Q2-8 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。

- 保育所の保育料は、児童福祉法上、個々の保育所ではなく市町村が保護者から徴収することとされています。
- こうした手続であることに鑑み、保護者が市町村に支払う保育所の保育料についても、「教育資金」に含まれるものと取り扱うこととしています。

Q2-9 保育料にはどのような費用が含まれますか。

- 乳児又は幼児を保育する業務の対価として、市町村が徴収する保育料や、保育所に類する施設(Q2-3参照)に対して支払う利用料のほか、市町村又は保育所等に直接支払った場合の送迎料、保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)などが含まれます。

※保育料とは別の名目で給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、保育する乳幼児に関して施設が契約している傷害・賠償保険料の負担金等の実費相当額を支払っている場合がありますが、これらの費用も非課税の対象です。

3. 500万円までの非課税枠について

Q3-1 500万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。

○ 以下のような費用が対象となります。

＜イ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用＞

- ・ 下の①～④の教育活動の指導の対価（月謝、謝礼、入会金、参加費など）として支払う費用や、施設使用料。
- ・ 下の①～④の活動で使用する物品の費用。ただし、上記の指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。
（※個人で購入した場合（例：塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。）

- ①学習（学習塾・家庭教師、そろばん、キャンプ等の体験活動など）
- ②スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）
- ③文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
- ④教養の向上のための活動（習字、茶道など）

○ ただし、上の①～④については、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものに限りますので、ご注意ください。

＜ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞

- ・ 学校等（Q2-1を参照）で必要となる費用を業者に直接支払った場合でも、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税の対象になります。
具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面（※）で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。
例えば、以下のものが想定されます。

- ・ 教科書・副教材費
- ・ 教科教材費（リコーダー・裁縫セット等）
- ・ 学校指定の学用品費（制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞆等）
- ・ 卒業アルバム代
- ・ 修学旅行・自然教室等の校外活動費
- ・ 給食費

※ 「学校等の書面」とは、年度や学期の始めに配付されるプリントや、「学校便り」「教科書購入票」等を想定しています。この書面には、学校等の名称、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

この場合は、業者からの領収書等に加え、学校等の書面も金融機関に提出する必要があります。

Q3-2 「社会通念上相当と認められるもの」とありますが、どのようなものが「社会通念上相当」と認められないのですか。

- 教育のために支払われるものとして「社会通念上相当」でないものを網羅的に示すことはできませんが、例えば、
- ・ 賭博やギャンブルに関するもの（カジノの手法を教える教室）
 - ・ 酒類やたばこを楽しむことを目的とする講習
 - ・ 遊興・遊技を内容とするもの（トランプ、パチンコ、麻雀、ゲーム、カラオケ、手品、占い等を教える教室など）
 - ・ 娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの
- 等は、教育のために支払われるとはいえません。

4. その他具体的な費目について

Q 4-1 下宿代は非課税の対象でしょうか。

- 対象とはなりません。ただし、学校等の寮費については、学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる場合、1500万円までを上限とする非課税の対象になります（Q 2-6 参照）。

Q 4-2 留学の渡航費や滞在費は非課税の対象でしょうか。

- 対象とはなりません。ただし、現在通われている学校等に直接支払っている場合と、直接通われている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合はこの限りではありません。現在通われている学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q 2-6 参照）。現在通われている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合であって業者等に支払う場合は500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q 3-1 口参照）。

Q 4-3 部活動の費用は対象になりますか。

1. 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部活動について

<1500万円非課税枠について>

- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部費などで、例えば「A高校」又は「A高校B部」の名義の領収書等が出るものであれば、1,500万円までの非課税の対象となります。

<500万円非課税枠について>

- また、上記の学校等における部活動に伴って必要な費用で、学校等が書面で購入・支払いを依頼したものについては、500万円までの非課税の対象となります。この場合には、領収書等に加え、学校等からの文書を（※詳細はQ 3-1 口を参照）、金融機関に提出する必要があります。

なお、部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの（学校等や部の領収書が出ないもの）は1500万円・500万円枠のどちらでも非課税対象となりません。（※個人で購入した場合（例：野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。）

2. 大学、高等専門学校、専修学校・各種学校・インターナショナルスクールにおける部活動について

- 指導の対価（指導を行う者への月謝、謝礼など）として支払う費用や、施設使用

料であれば、500万円までの非課税の対象になります。

- 部活動で使用する物品の費用についても、500万円までの非課税の対象になります。ただし、指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。

なお、部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの（学校等や部の領収書が出ないもの）は非課税対象となりません。（※個人で購入した場合（例：野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。）

Q 4 - 4 学校等の正規課程以外の講座等（大学の公開講座、専修学校の附帯事業（例：短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など）にかかる費用は対象ですか。

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q 4 - 5 学校等の正規課程以外の講座等にかかる費用は1,500万円までの非課税の対象になるとのことですが、保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などにかかる費用は対象ですか。

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q 4 - 6 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する費用は500万円までの非課税の対象になりますか。

- 500万円までの非課税の対象になります。

※ 施設に備え付ける備品や図書を購入するために徴収する費用、傷害・賠償保険料の負担金、施設費（暖房費、光熱水費）等のように通常領収される費用については、上記と同様に費用に含まれます。また、おやつ代など活動で使用する物品の費用も、これらの主体の名義で領収書が出るものについては、対象となります。

Q 4 - 7 大学入試センター試験の受験料は、非課税の対象になりますか。

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q4-8 Q3-1のイにある「塾や習い事」のうち対象となるものは具体的にどのようなものですか。

- 例えば、学習塾・家庭教師、そろばん教室、英会話教室、パソコン教室、ビジネススクール、TOEIC・TOEFL等の検定料、算数オリンピックの参加料、資格試験の受験料、ボーイスカウト・ガールスカウトでのキャンプ等の体験活動、スイミングスクール、ゴルフスクール、テニススクール、野球チームでの指導への謝礼、ピアノ等の音楽教室、絵画教室、バレエ教室、習字教室、茶道教室、華道教室、料理教室、乗馬教室などがあります。またいわゆる通信教育は対象となります。

Q4-9 (独) 日本学生支援機構の奨学金の返還金は、非課税の対象になりますか。

- (独) 日本学生支援機構の奨学金の返還金は、非課税の対象とはなりません。

※在学中に実際に学校に支払った教育費は、本制度の非課税の対象となります。

Q4-10 学校へ通学するための交通費は非課税の対象でしょうか。

- スクールバスに係る費用については、学校に直接支払う場合は1,500万円までの非課税の対象となりますが、業者に支払う場合は非課税の対象とはなりません。
- 通学定期については非課税の対象とはなりません。

Q4-11 スポーツジムは非課税の対象ですか。

- スポーツジムに係る費用は、インストラクター等から指導を受けるものに限り、原則500万円までの非課税の対象となり、当該費用が施設利用料等に限定されている場合は、指導への対価と言えませんので、非課税の対象外となります。

※領収書等の摘要(支払内容)の欄に、何の指導を受けているのかについての記載が必要です。

(例1: テニススクール代として、〇月分〇〇料として(〇回又は〇時間))

(例2: ヨガクラス代として、〇月分〇〇料として(〇回又は〇時間))

Q4-12 教育資金管理契約に関して取扱金融機関に支払う各種手数料や振込手数料は、教育資金に該当しますか。

- 教育資金には該当しません。このため、非課税の対象とはなりません。

5. 領収書等について

Q 5 - 1 領収書に記載すべき事項はなんですか。

- 領収書に記載すべき事項は、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）です。
- 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用（Q 3 - 1 のイ）についても領収書等で確認することとなりますが、領収書には、支払い日付、金額、摘要（支払内容※）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が明らかになっている必要があります。

※塾や習い事などの費用については、何に使用したのか（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）についても記載されていることが必要です。

※「領収書等に品目の記載がないなど、教育に関する費用であることが分からない領収書等の場合、非課税対象かどうか確認が出来ません。領収書等をお受け取りの際には必要な情報をご確認ください。

Q 5 - 2 領収書は原本を提出する必要がありますか。

- 原本を提出する必要があります。ただし、場合によっては、金融機関が原本を確認した上でコピーをとり、原本をお返しする場合があります。詳しくは金融機関へお問い合わせください。

Q 5 - 3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。

- 領収書のほか、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。

したがって、下記のように支払いが振り込みや引き落とし等によってなされている場合に、別途領収書を受け取る必要はありませんが、支払記録だけでは上記の項目がわからない場合には、振込依頼文書などをあわせて添付することにより上記項目が明確になる必要があります。

※ 学校等に対する支払の場合には、摘要（支払内容）及び支払い先の住所（所在地）については、受贈者が提出する下記の支払事実を証する書類に摘要（支払内容）及び支払い先の住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者が署名押印をすることにより、明らかにしていただくことも可能です。

※ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用（Q3-1のイ）については、幅広い主体を対象としており、その内容を特に確認する必要があることから、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が確認できる書類を提出いただく必要があります。また、支払内容については何に使用したのか（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））についても記載されていることが必要です。

<指定金融機関へ振り込む場合>

振込依頼書兼受領書（切り取り型の振込依頼書の受領書部分）の原本が必要です。なお、ATMで振込みをした場合はATMの利用明細の原本、インターネットバンキングで振込みをした場合はインターネットバンキングの振込み完了画面を印刷してお持ちください。

<口座振替で支払う場合>

実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。

<クレジットカード引き落としで支払う場合>

クレジットカードの利用明細の原本と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷してお持ちください。

<月謝袋に現金を入れて支払う場合>

習い事の場合など月単位・年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる月謝袋の提出によることも可能です。ただし、月謝袋には、支払日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）住所（所在地）、摘要（〇月分〇〇料として（〇回または〇時間））の記載が必要です。

なお、月謝袋を再利用する必要があるため提出ができない場合には、そのコピーでも差し支えありません。

Q5-4 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければならぬか。

○ 受贈者本人でなければなりません。ただし、親名義で受贈者の教育資金に係る領

収書が発行された場合や親名義の普通預金の口座から受贈者の教育資金が引き落とされる場合は、問題ございません。

Q5-5 領収書等に誤りや必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいですか。

- 原則として領収書等の発行者（支払先）が修正・追記した上で発行者（支払先）の押印が必要です。

学校等に対する支払の場合で、摘要（支払内容）及び支払い先の住所（所在地）の記載漏れがあった場合には、受贈者が提出する領収書に摘要（支払内容）及び支払い先の住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者の署名押印をすることにより、補筆していただくことも可能です。

Q5-6 外国の教育施設の領収書については、どのようなものを提出する必要がありますか。

- 領収書に記載すべき事項は、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の名称及び住所ですが、このうち支払先である学校名については、英語名を併記したものをご提出ください。

ただし、英語名の学校名にkindergarten, elementary school, primary school, junior high school, high school, university, college等の記載がない場合は、受贈者にて別添のようなチェックシートをご記載のうえ、金融機関へご提出ください。

Q5-7 金融機関に提出する教育資金非課税申告書等に添付する書類（受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で、受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類）は、コピーでもかまいませんか。

- 戸籍謄本又は抄本、住民票の写しは、金融機関で確認・保存する必要がありますので、市町村等で交付された戸籍謄本又は抄本、住民票の写しそのものを金融機関にご提出ください。コピーの提出は認められません。

（住民票の写しとは、市町村等から交付されるもので、住民票の写しのコピーではありません。）